

○大府市シルバー人材センター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがい対策の一環として、高齢者の能力の活用を図るため交付する大府市シルバー人材センター補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、公益社団法人大府市シルバー人材センターとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第42条第1項各号に規定する業務を実施するための事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額の2分の1の額とする。ただし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）からの請求により、補助金を交付するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、規則第11条第2項の規定により、補助金を前渡しすることができる。

2 市長は、前項後段の規定により補助金を前渡しする場合において、必要と認めるときは、これを2回に分割して交付することができる。

(補助団体の責務)

第7条 補助団体は、交付を受けた補助金を公正かつ効率的に使用し、当該事業の誠実な実施に努めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
(1) 事業費	旅費 備品費 消耗品費 会議費 印刷製本費 通信運搬費 公租公課 賃借料 損料 保険料 諸謝金 教材費 訓練委託費 雑役務費
(2) 管理費	人件費（職員基本給 職員特別給与 職員諸手当 社会保険料 福利 厚生費 職員退職給与引当金 退職金掛金及び賃金） 光熱水費 公 租公課 賃借料 損料 雑役務費
(3) その他	前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費